

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人仁賀保中央福社会行動計画

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均8日以上とする。

〈取組内容〉

- 令和6年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和6年6月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う。
- 令和6年7月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 令和6年8月～ 施設内回覧などでキャンペーンを行う。

目標2：育児休業等の制度についての有期契約労働者向けのパンフレットを作成し、有期契約労働者及び管理職に配布して、制度の周知を図る。

〈取組内容〉

- 令和6年4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年9月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修及び施設内回覧などによる全職員への周知

目標3：育児短時間勤務制度または所定外労働の制限の対象者を小学校就学前までの子を持つ職員に拡大し、制度の利用向上を図る。

〈取組内容〉

- 令和6年5月～ 制度の導入について会議等にて検討を行う。
- 令和6年10月～育児・介護休業規程を改定し、制度の対象を拡大する。
- 令和6年11月～チラシ等を作成し、全職員に周知する。